

平成26年度 国立大学法人山形大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

(No.1) 1-1. 健全で良識ある市民を育成するため、充実した基盤教育（教養教育）プログラムを整備する。

○基盤教育院において、基盤教育プログラムの実施状況の点検評価を引き続き行い、基盤教育の改善・充実を進める。

(No.2) 1-2. 高等学校教育からの円滑な接続を図り、修学に必要な基本的知識・能力を身につけさせるための初年次教育を充実させる。

○基盤教育において、導入科目「スタートアップ・セミナー」及び「アドバンストセミナー」を継続して開講するとともに、内容の充実について検討を行う。

(No.3) 1-3. 幅広い教養を基盤として、各専門分野の明確な教育到達目標と学位授与方針に基づき体系的な学士課程教育を実施する。

○各学部において、学位授与方針に則した体系的なカリキュラム編成についての点検・評価を行う。

(No.4) 1-4. 外国語及び日本語による討論・発表・文章作成能力、読解能力、情報処理能力など、修学上ののみならず社会人としても不可欠な基本的なリテラシーを向上させるための授業科目を整備する。

○基盤教育において、導入科目「スタートアップ・セミナー」、「アドバンストセミナー」、共通科目「コミュニケーション・スキル1」、「情報リテラシー」を継続して開講するとともに、内容の充実について検討を行う。

(No.5) 1-5. 主体的学習のための的確な指導を行うとともに、客観的な成績評価を実施する。

○基盤教育及び各学部において、主体的学習・自主学習のための指導や取組を継続して行う。

(No.6) 2-1. 豊かな人間性を育むため、自然や地域社会をキャンパスとして活用したフィールド活動や体験型授業を実施する。

○豊かな人間性を育むため、基盤教育及び各学部において、フィールド活動や体験型学習を引き続き実施する。

(No.7) 2-2. 学生の進路を想定したキャリア教育を充実させるとともに、インターンシップなどを活用して学生のキャリア形成を支援する。

○基盤教育において、キャリア形成に向けた授業科目を継続して開講するとともに、各学部ではインターンシップ、就職活動に役立つセミナー等を実施する。

[大学院課程]

(No.8) 3-1. 専門分野の特性及び社会的ニーズに応じたカリキュラム編成を行う。

○専門分野の特性及び社会的ニーズに応じたカリキュラムを実施するとともに、その点検を行う。

(No.9) 3-2. 研究能力を育成するための的確な指導を行い、充分な研究環境を整備する。

○学会及び研究会への積極的な参加・発表を支援するとともに、中間報告会等定期的な報告会を実施する。

(No.10) 3-3. 修士課程、博士課程、専門職学位課程に応じた明確な教育到達目標に基づき、高度な専門性を有する学位を授与する。

○学位授与方針に沿った成績評価、修了認定を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(No.11) 1-1. 基盤教育（教養教育）の企画運営を担う責任部署を整備し、教育組織を充実させる。

○基盤教育の企画運営を担う基盤教育院の充実を図るため、基盤教育実施部及び基盤教育研究部の点検を行い、必要な措置について検討する。

(No.12) 1-2. 授業内容や教育方法の改善のため、授業評価や組織的な研修活動を継続的に実施する。

○学生による授業評価や教育方法等改善のための教員に対するFD研修を継続的に実施する。

○教育や学生支援に貢献した教員を表彰する優秀教育者賞制度を継続して実施する。

(No.13) 1-3. 教育改善を図るため、在学生・卒業生・修了生・進路先等を対象に、教育効果や満足度についての調査を定期的に実施する。

○基盤教育に関する全学共通アンケートを継続して実施するとともに、これまでの実施結果を踏まえた改善策について検討を行う。

○各学部等において、教育効果や満足度についての調査を行い、教育改善等を図る。

(No.14) 1-4. e-learningの活用を図るとともに、その特性を踏まえた教育方法の改善を行う。

- 引き続き、e-learningを活用した授業や補習教育を行うとともに、LMS（学習管理システム）の更なる普及に努め、教育方法の改善を図る。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

(No.15) 1-1. 学生各人の多様なニーズに応える修学支援システムを拡充し、学生が主体的に学ぶための支援体制を整備する。

- YUサポートイングシステムを活用した学生の主体的な学びを支援する体制を継続するとともに、アドミニストレイティブ・アシスタント制度を活用し、修学相談等の学生による学生支援を継続して行う。

(No.16) 1-2. 学生生活実態調査などに基づき、学生支援システムの改善・充実を進める。

- 平成25年度の検討結果に基づき、学生支援充実の方策を実施する。

(No.17) 1-3. 学生生活に対する多面的な支援を実施する。

- 本学独自の奨学金制度を継続して実施する。
- カウンセリング、キャンパス内感染症の予防・蔓延防止等、学生の健康面で支援を継続して実施する。
- アドミニストレイティブ・アシスタント制度を活用し、学生に対する奨学支援を継続して実施する。

(No.18) 1-4. 学生の社会参加や、学生主体で企画・実施する意欲ある活動に対する支援制度を充実させる。

- 学生のボランティア活動の支援を行う。
- 全国大会に出場するサークル等への遠征費補助事業等を継続して実施する。
- 「山形大学・元気プロジェクト」を継続して公募し、学生の地域貢献活動を支援する。
- 学業、課外活動等で優秀な成績を修めた学生及び学生団体に対する学生表彰等を継続して実施し、学生の活動の活性化を図る。

(No.19) 1-5. 社会状況に応じた実践的キャリア支援事業を充実させる。

- キャリア教育の一層の充実を図る。
- 企業訪問や企業とのネットワークを活用し、学生の就職を支援する。
- キャリアサポーター会議を開催し、学生目線の支援事業を展開する。

(No.20) 1-6. 卒業生・修了生への継続的な情報発信を行うとともに、生涯学習の機会を提供するなど一貫した支援を行う。

- 各キャンパスにおいて、ホームカミングデーを開催し、卒業生・修了生との交流する場を設ける。
- 学部ホームページ、校友会ホームページ及び校友会会報を充実させ、卒業生・修了生に対して、定期的な情報発信を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(No.21) 1-1. 総合大学の利点を活かし、学部横断的なプロジェクト研究を推進する。

- YU-COE制度を活用し、学部横断的なプロジェクト研究を更に推進する。
- 部局間交流セミナー、バーチャル研究所等の学部横断的な研究活動を推進する。
- 東北創生研究所において、学際的な総合研究を積極的に推進する。

(No.22) 1-2. 基礎研究の成果を活かし、世界レベルの先進的研究、独創的・萌芽的研究を重点的に支援する。

- 分子疫学、有機エレクトロニクス、総合スピノン科学及びナスカの地上絵の各研究グループ並びに将来拠点となり得る萌芽的研究グループをYU-COEとして位置づけて支援する。

(No.23) 1-3. 地域に根ざした研究、社会に貢献する研究を重点的に支援する。

- 地方自治体、産業界等との組織的連携を強化し、地域及び社会の要請を踏まえた研究を推進する。
- 東北創生研究所が目指す自立分散型社会システムの創生に関する研究活動を支援する。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(No.24) 1-1. 競争的研究資金獲得のための充実した支援等により、研究者が意欲的に研究に取り組むことができる環境を整備する。

- 新規採用教員のスタートアップ支援制度を実施し、新規採用教員に充実した研究環境を提供する。
- 競争的研究資金獲得のための各支援制度を継続して実施するとともに、より有効な支援内容を検討する。
- 国際的サイテーション・データベース等の多様な図書館サービスを継続して提供する。

- (No.25) 1-2. 多様な雇用制度を活用し、研究を推進するための組織的基盤を整備する。
- 新規採用教員のスタートアップ支援制度を推進し、若手研究者の自立的研究環境を整備する。
 - 個別契約任期付教員制度等を活用し、研究基盤を整備する。
- (No.26) 1-3. 優秀な技術職員や事務職員を育成するなど、研究活動に対する支援体制を充実させる。
- 研究支援業務を担当する職員を関連する研修等に積極的に参加させ、職員のスキル・アップを図る。
- (No.27) 2-1. 若手研究者が国際的な研究環境下で研鑽できる機会を提供する。
- YU海外研究グローバルアッププログラム、小嶋国際学術交流基金及び学外の海外派遣プログラム等を活用し、若手研究者の海外派遣を継続して推進する。
- (No.28) 2-2. 若手研究者が自立して研究を行うことができるよう、研究資金支援等を実施する。
- 若手研究者が自立して研究を行うことができるよう、「科学研究費補助金に関する若手教員研究助成制度」等により支援を行う。
- 3 その他の目標を達成するための措置
- (1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置
- (No.29) 1-1. 平成25年度地(知)の拠点整備事業に採択された「自立分散型(地域)社会システムを構築し、運営する人材の育成」を中心に、総合大学としての資源を活かし、地域が抱える課題の解決と、そのための人材育成を図るため、地域のニーズを踏まえた教育カリキュラムの改善、研究の実施、地域づくりへの貢献を積極的に推進し、大学と地域の連携を強化する取組を進める。
- (教育) 学部、大学院において地域志向の授業科目数、履修者数の増加を図る。また、短期、中長期のインターンシップを実施し、中長期のインターンシップの教育効果等について検証を開始する。
 - (研究) COC地域推進部会等を通して企業に働きかけ、県内からの受託研究数の増加を図る。
 - (社会貢献) 地域づくりに貢献するため、社会貢献活動の積極的推進及び社会人再教育の拡大を図る。
- (2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
- (No.30) 1-1. 多彩な教育研究資源を活用し、社会のニーズに応える多様な学習の機会を提供する。
- 地域のニーズに即した取組として、公開講座、講演会、交流会、研修等を継続して実施し、多様な学習機会を提供する。
- (No.31) 1-2. 地域の大学・教育機関及び文化施設・団体と連携し、地域の教育や文化活動を支援する。
- 地域の文化施設・団体と連携し、ボランティアスタッフの派遣及び運営企画に参画する等、地域の文化活動を支援する。
 - 本学を中心とした「大学コンソーシアムやまがた」と連携し、「社会人力育成山形講座」を継続して開講する。
- (No.32) 2-1. 専門分野の特性を活かし、地域経済や地域産業の振興に向けて、企業や自治体等との連携活動を推進する。
- 地域社会の振興・発展に貢献するため、各部局の専門分野を活かして諸機関・団体との連携活動を推進する。
- (No.33) 2-2. 社会のニーズに基づき政策形成や地域づくりに貢献する。
- 地域や各種団体との協定に基づく連携活動及び交流を通じて、地域のニーズの把握に努めるとともに、地方自治体の各種審議会等へ参画し、政策策定、地域づくりに貢献する。
 - 山形大学蔵王協議会の活動を通じて、山形県の医療レベルの向上と地域医療供給体制の整備を行う。
- (No.34) 2-3. 多様な研究資源を発掘・活用する体制を整備する。
- 研究シーズ等の知的資源に関わる情報提供の充実を図る。
 - 知的資源の発掘及び活用の支援を引き続き行う。
- (3) 国際化に関する目標を達成するための措置
- (No.35) 1-1. 在学中における海外での学習体験を推奨・支援し、国際性を育む修学環境を整備する。
- 海外スクーリング制度を継続して実施するとともに、海外の協定大学の学生を招くサマープログラム及び海外の協定大学に本学学生を派遣するプログラムを実施する。
 - 海外サテライトに、現地学生のための日本語クラスを継続して開設し、日本語チューターとして本学学生を派遣する。
 - グローバル化に向けた学生及び教職員の意識改革のため、フォーラムの開催及び日本人学生と留学生の恒常的な交流機会の拡充を行う。

(No.36) 1-2. 充実した留学生支援を実施する。

- 海外で開催される留学フェア及び日本学生支援機構による国内進学説明会に参加する。
- 留学生受入実績が多い国を対象として留学生ネットワークを構築し、留学生や研究者の受け入れを促進するための情報の収集と発信を行う。

(No.37) 1-3. 海外の教育研究機関との研究者交流を推進する。

- YU海外研究グローリングアッププログラム及び小嶋国際学術交流基金による研究者海外派遣制度を継続する。
- 各学部において、海外の協定大学等との研究者交流を推進する。

(No.38) 2-1. 海外サテライトの活用や協定校との連携により、多彩な国際交流活動を展開する。

- 海外サテライトオフィスに国際交流担当教員を派遣し、同オフィスの活性化、留学生等の受入及び派遣を推進する。さらに、派遣留学生の現地支援等を充実する。

(No.39) 2-2. 地域と連携した国際交流活動を推進する。

- 山形県教育庁等と連携し、留学生と日本人学生及び山形県民・子供達との国際交流事業を推進する。
- 県内に就職を希望する留学生のために、地域企業説明会を開催する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(No.40) 1-1. インフォームド・コンセントに基づいて、患者との良好な信頼関係を樹立する。

- カルテチェックを実施し、インフォームド・コンセントに係る必要項目を網羅して記載する。
- 医療メディエーションに係る基礎研修を実施する。

(No.41) 1-2. 学部教育におけるクリニカル・クラークシップの強化・充実、医療従事者を対象とした生涯教育セミナーの充実等を通じて、厳しい倫理観を持った創造的な医療人を育成する。

- Student Doctor制度、メディカルスキルアップラボラトリーを活用し、クリニカル・クラークシップの強化を図る。
- 厳しい倫理観をもった医療人育成のために、地域の医療人を対象として、臨床倫理、医療安全、医療事故対策等に関する研修会、生涯教育セミナー、医療安全部が中心となる講演会、ワークショップ等を開催する。

(No.42) 1-3. 多様化する患者のニーズに応えるため、がんセンター、地域医療連携センター、疾患別治療センター等の病院附属組織の機能を強化・充実させる。

- 各センター（がん、地域医療連携、疾患別治療）等の機能強化を図る。また、多様化する高度な医療について、情報を提供し、患者のニーズにあった医療を提供する。

(No.43) 1-4. 地域住民のニーズに対応した病院資源や情報の提供を行い、地域医療に貢献する。

- 医学部市民公開講座を継続して実施する。
- 「がん医療相談室」、「脳卒中相談室」等の内容充実、広報活動強化により利用率の向上を図る。
- 山形県コホート研究において住民検診・健康相談を継続して実施する。
- 病院広報誌、病院ホームページの掲載内容の見直し充実を継続して行う。
- 附属病院の先端医療や施設設備等の地域への公開をオープンキャンパス等を通して継続実施する。
- 患者満足度調査を定期的に実施し、地域住民のニーズを継続的に捉える。

(No.44) 2-1. 急性期医療の中心的役割を担当する。

- 地域医療人、一般住民等を対象にAED使用講習会・BLS心肺蘇生法等の教育セミナーを継続して行う。
- 救急部、手術部及び医学部がんセンターの機能強化により山形県のメディカルコントロールセンターとしての機能を拡充する。
- 疾患別センターの機能充実を図るとともに、ICU、HCU、NICU等の拡充により重症患者、救急患者への対応能力を向上させる。

(No.45) 2-2. 母子保健医療分野での病病および病診連携を強化する。

- 置賜地域周産期医療情報ネットワークシステム等を活用して、県内の周産母子医療センター及び基幹病院と連携し、24時間体制でNICUを含む、新生児医療に対応するとともに、高度な産科の周産期医療に応応する。

(No.46) 3-1. 卒後臨床研修センターや総合医学教育センター等の活動の充実を推進する。

- 医学部専修コース、卒後臨床研修等により学部教育から卒後教育までを一貫して行う事業を行う。
- 退職医師、退職看護師及び転職希望の専門医に診療ニーズに合わせたリフレッシュ教育を継続する。

(No.47) 3-2. 医療従事者の計画的な循環型研修体制の整備を図り、研修機会の拡大と人材育成を推進する。

- 山形大学蔵王協議会（特に関連病院会）を基礎とした循環型医師養成システムの確立を図る。
- 「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」により、地域病院の医療従事者の中からがん医療（特に放射線治療、化学療法）の専門家を養成し、地域病院でのがん治療のレベルアップを図る。

(No.48) 4-1. グローバルCOEプログラム「分子疫学の国際教育研究ネットワークの構築」等で得られた研究成果を基に、高度先進医療の開発を推進する。

- グローバルCOEプログラムの成果を基にした「山形県コホート研究」においてオーダーメイド医療の実現に向けた研究を推進する。
- 医学部メディカルサイエンス推進研究所において、医学部の各講座、医学部がんセンター等と連携し、高度先進医療を組織的、体系的に行うシステムの構築を推進する。

(No.49) 4-2. 臨床研究の推進のため、治験管理センターの機能を充実し、新薬開発や臨床研究などの活性化を推進する。

- 治験受託研究件数の確保と実施率の向上を図る。
- 教育・広報活動等により治験に関する啓発を行う。

（5）附属学校に関する目標を達成するための措置

(No.50) 1-1. 附属学校園運営の改善を推進し、大学附属としての特色を活かした効率的な学校運営を実施する。

- 附属学校運営等についての改善案策定に着手する。
- 小学校において、学年進行に従い少人数学級編成を進める。また、中学校における少人数学級の導入準備を進める。

(No.51) 1-2. 大学との連携による実践的な研究活動及び教育実習を行う。

- 大学と附属学校の共同研究の在り方について検討を行う。
- 大学との連携により実施する教育実習の質的向上を図る。

(No.52) 1-3. 附属学校園間の連携を強化し、円滑な接続と相互交流による一貫性の高い教育を行う。

- 附属学校連携委員会を中心に附属学校間の連携を強化した教育・研究を進め、その成果を地域に発信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(No.53) 1-1. 学長の行動指針を策定し公表する。

- 本学の改革を計画的・継続的に進めるために、学長行動指針を策定し公表する。

(No.54) 1-2. 大学構成員及び外部有識者の意見を積極的に大学経営に反映させる。

- 学外有識者による顧問会議を開催し、各委員の総合的・専門的な見地からの助言等を大学運営に反映する。
- 学長オフィスアワーを開催し、教職員及び学生からの意見を聴取して、大学運営に反映する。
- 経営協議会による部局長ヒアリングを踏まえて組織評価（部局年度業績評価）を実施し、評価結果に応じて経営資源の配分を行う。
- 学生目線による学生のための大学運営を推進するため、各学部長と学生代表との懇談会を実施する。

(No.55) 1-3. 職員の能力向上のための研修を継続して実施する。

- 職員研修体系に基づき、階層別、専門分野別研修等を継続して実施するとともに、研修内容の充実を図る。
- 本学教員として必要な基本的能力等を育成するため、初任者研修を行うとともに、新規採用教員のスタートアップ支援制度による教員研修プログラムを実施する。

(No.56) 2-1. 各学部及び各研究科等の組織編成を不斷に見直し、適切な教育研究体制を整備する。

- 適切な教育研究体制を整備するため、教育研究組織の点検を行う。

(No.57) 3-1. 男女共同参画を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境を整備する。

- 「山形大学男女共同参画基本計画」に基づき、女性研究者支援策を継続し、女性教員比率の向上を目指すとともに、小白川キャンパス及び医学部の保育所を活用した子育て支援を行い、職員全体のワーク・ライフ・バランス実現を更に推進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(No.58) 1-1. 機能的な事務組織体制の整備を進めるとともに、業務の見直し及び改善を不断に実行する。

- 担当理事を中心とした機能的な事務組織体制の整備を進めるとともに、各部署に配置した業務改善委

員を中心に業務改善を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(No.59) 1-1. 本学に相応しい入学者の確保に努め、学生定員を安定的に充足する。

○関係部署との連携を強化し、学生募集のための効果的な広報を行う。

○高校教員、合格者、在学生、卒業生、保護者を対象とした調査を実施し、その結果に基づいて、学生募集の効率化及び学生満足度の向上に向けた方策を検討する。

(No.60) 1-2. 競争的研究資金等の外部研究資金獲得のため、全学的な支援の取り組みを強化する。

○競争的研究資金獲得のための全学的な支援制度を継続して実施する。

(No.61) 1-3. 病院再整備計画を着実に進め、診療機能の充実等による病院収入の増額を図るとともに、債権管理を徹底し健全な病院経営を目指す。

○外来棟・中央診療棟改修工事を着実に進め、病院機能の充実を図る。

○未納債権減少に向けた対策を実施する。

○附属病院の毎月の財務状況を役員会において点検する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(No.62) 1-1. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

○平成26年度年度計画なし。

(No.63) 2-1. 管理的経費の抑制に向けて、現状分析に基づいた計画を策定し、実施する。

○「山形大学における経費抑制に関する行動計画」に基づき、経費抑制のための取組を推進する。

(No.64) 2-2. 調達手法等の見直しにより、経費の抑制を行う。

○「継続的な契約に係る基本方針」及び「戦略的な調達の基本方針」に基づき見直しを行った業務について、検証を行うとともに、更なる業務の効率化及び経費の抑制を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(No.65) 1-1. 施設等の機能保全、維持管理及び予防的な保守・点検等を実施する。

○基幹設備整備計画に基づき引き続き改善整備を進めるとともに、施設等の点検を重点的に行い、維持管理及び予防保全を着実に進める。

○全学的な施設点検や情報交換を継続的に実施する。

(No.66) 1-2. 余裕資金を適切に把握し、効果的な運用を行う。

○保有資金状況を適時・的確に把握するとともに、安全性を確保しつつ、積極的、かつ効果的な資金運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(No.67) 1-1. 大学の諸活動に関する適切な自己点検・評価を実施し、大学経営の改善に活用する。

○経営協議会による部局長ヒアリングを踏まえた組織評価（部局年度業績評価）などの自己点検・評価を実施し、評価結果を大学経営の改善に活用する。

○第2期中期目標・中期計画の達成状況の確認作業を実施する。

(No.68) 1-2. 大学の諸活動に関するデータを集約するシステムを構築し、評価や戦略策定に活用する。

○大学の諸活動に関する基礎データの収集及び大学情報データベースの研究者データの充実を図り、学内の情報共有及び活用を促進させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(No.69) 1-1. 本学の教育研究活動や業務運営に関する最新情報を積極的に社会へ発信する。

○文部科学省や他大学と連携し、全国に向けた広報活動を展開するとともに、フェイスブック等を利用した多面的な広報活動を行い、情報発信の充実を図る。

○英語版ホームページにおける留学希望者向けコンテンツの充実を図るなど国際的な情報発信力の強化を図る。

○研究成果のオープンアクセスを推進するため、ゆうキャンパスリポジトリに本学研究者の論文や報告

書を掲載し、一般に公開する。

(No.70) 1-2. 社会への説明責任を果たすため、保有する情報の適切な公開を実施する。

- 情報公開及び個人情報開示等について、制度の迅速かつ適正な運営に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(No.71) 1-1. キャンパスの魅力を向上させるため、キャンパス整備計画において、学生の視点や環境の保全、国際化等を意識した見直しを行い、施設の有効活用を含めた施設整備を推進する。

- 国際化や学生の視点を意識した施設の整備を継続して行う。

- ミッション、アカデミックプラン及び将来構想を踏まえて、キャンパスマスターplanを見直す。

- 省エネルギー化等の環境保全に配慮した施設整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(No.72) 1-1. 様々なリスクに迅速かつ適切に対処するため、各部局と事務局における役割分担を明確にしつつ、全学における総合的なリスク管理体制を確立する。

- 災害発生時の様々なリスクに教職員及び学生が迅速かつ適切に対処できるように、危機管理マニュアルに基づき、防災・防火訓練等を実施し、危機意識等の向上に努めるとともに、災害時の課題等について検討を行う。

(No.73) 1-2. 教職員及び学生を対象とした安全管理に関する講習会、訓練等を定期的に実施する。

- 教職員及び学生を対象とした安全衛生教育、各種講習会等を引き続き定期的に実施し、安全管理意識の更なる向上と徹底を図る。

(No.74) 2-1. 本学の情報セキュリティポリシーに基づき研修・教育等を実施し、情報セキュリティを強化する。

- シンクライアントシステムの利便性の向上を図るとともに、情報管理の徹底を継続する。

- 情報リテラシー教育において、情報セキュリティ教育を実施する。

- 新任教職員等に対する研修を行い情報セキュリティの強化を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(No.75) 1-1. 監査体制等を充実し、法令遵守や法人倫理の確立等、内部統制機能を強化する。

- 規則管理システムを活用して学内諸規則の執行状況を点検し、全学規則と学部規則の一元的管理を推進する。

- 適正経理管理室による定期的なモニタリングを継続実施する。

(No.76) 1-2. 研修等を通じて役員、教職員及び学生一人一人の社会的責任、法令遵守に対する意識を向上させる。

- 法令遵守の徹底及び規範意識の向上を図るため、法令遵守に関する研修、講習会等を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

31億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

・なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

・医学部附属病院の施設の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の敷地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の用途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究、診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
附属病院外來・中央診療棟改修、老朽対策等基盤整備事業、耐震対策事業、重粒子線装置の革新的技術開発、高分解能核磁気共鳴装置、小規模改修	総額 6, 243	施設整備費補助金 (4, 359) 長期借入金 (1, 821) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (63)

(注 1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について平成25年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、長期借入金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(教員)

- ・個別契約任期付教員制度、研究プロジェクト職員制度、教員ポイント制等を活用し、各部局の理念・目標及び施策に適した優秀な人材を確保する。
- ・教員評価の結果を給与へ適切に反映させることにより、教員の意欲を高め、教育・研究活動の更なる活性化を図る。
- ・年俸制対象者の拡大に向けて、人事・給与システム等の見直しを図る。

(事務)

- ・人事評価の結果を給与等に反映させることにより、職員の勤務意欲を高め、大学運営の効率化と一層の活性化を図る。
- ・国立大学法人等職員採用試験及び本学独自の職員採用試験により、多様な人材を確保するとともに、人事評価を踏まえた適材適所の職員配置を行う。

(参考1) 平成26年度の常勤職員数 1, 703人

また、任期付職員数の見込みを 534人とする。

(参考2) 平成26年度の人件費総額見込み 15, 266百万円 (退職手当は除く)

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

人文学部	人間文化学科	400人
	法経政策学科	800人
	学部共通	40人
地域教育文化学部	地域教育文化学科	720人
	地域教育学科 ※	80人
	文化創造学科 ※	75人
	生活総合学科 ※	85人
理学部	数理科学科	180人
	物理学科	140人
	物質生命化学科	180人
	生物学科	120人
	地球環境学科	120人
医学部	医学科	745人 (うち医師養成に係る分野 745人)
	看護学科	250人
工学部	機能高分子工学科（昼間コース）	440人
	物質化学工学科（昼間コース）	300人
	バイオ化学工学科（昼間コース）	240人
	応用生命システム工学科（昼間コース）	240人
	情報科学科（昼間コース）	300人
	電気電子工学科（昼間コース）	300人
	機械システム工学科（昼間コース）	460人
	システム創成工学科（夜間主コース）	200人
農学部	食料生命環境学科	620人
社会文化システム研究科	文化システム専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	社会システム専攻	12人 (うち修士課程 12人)
地域教育文化研究科	臨床心理学専攻	12人 (うち修士課程 12人)
	文化創造専攻	16人 (うち修士課程 16人)

医学系研究科	医学専攻	104人
	看護学専攻	41人
	生命環境医科学専攻	57人
		(うち博士前期課程 32人 博士後期課程 9人)
理工学研究科	数理科学専攻	22人
	物理学専攻	24人
	物質生命化学専攻	26人
	生物学専攻	18人
	地球環境学専攻	16人
	機能高分子工学専攻	60人
	有機デバイス工学専攻	50人
	物質化学工学専攻	76人
	バイオ化学工学専攻	56人
	応用生命システム工学専攻	46人
人間社会研究科	情報科学専攻	56人
	電気電子工学専攻	68人
	機械システム工学専攻	112人
	ものづくり技術経営学専攻	40人
	地球共生圏科学専攻	15人
	有機材料工学専攻	27人
	バイオ工学専攻	12人
		(うち博士前期課程 100人 博士後期課程 12人)

	電子情報工学専攻	15人 (うち博士後期課程 15人)
農学研究科	生物生産学専攻	32人 (うち修士課程 32人)
	生物資源学専攻	36人 (うち修士課程 36人)
	生物環境学専攻	28人 (うち修士課程 28人)
教育実践研究科	教職実践専攻	40人 (うち専門職学位課程 40人)
養護教諭特別別科	40人	
附属小学校	(普通) 1・2・3・4年 408人 5・6年 240人	学級数 12 学級数 6
	(複式) 32人	学級数 2
附属中学校	(普通) 480人	学級数 12
附属特別支援学校	(小学部) 18人 (中学部) 18人 (高等部) 24人	学級数 3 学級数 3 学級数 3
附属幼稚園	(3歳児保育) 17人 (4歳児保育) 34人 (5歳児保育) 34人	学級数 2 学級数 1 学級数 1

※の学科については、平成23年度限りで学生募集停止

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成26年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	11,681
うち復興特別会計	59
施設整備費補助金	4,359
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	794
国立大学財務・経営センター施設費交付金	63
自己収入	22,140
授業料及び入学金検定料収入	4,988
附属病院収入	16,869
財産処分収入	0
雑収入	283
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,489
引当金取崩	17
長期借入金収入	1,821
貸付回収金	0
承継剩余金	0
目的積立金取崩	28
計	43,392
支出	
業務費	32,360
教育研究経費	14,897
診療経費	17,463
施設整備費	6,243
船舶建造費	0
補助金等	794
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,489
貸付金	0
长期借入金償還金	1,506
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	43,392

※ 運営費交付金収入には、平成26年度復興特別会計により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業（59百万円）が含まれている。

※ 運営費交付金収入のうち、平成26年度当初予算額11,149百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額532百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 15,266百万円を支出する。（退職手当は除く）

2. 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	38,039
業務費	32,614
教育研究経費	3,219
うち授業料等免除事業	59
診療経費	9,278
受託研究費等	1,294
役員人件費	111
教員人件費	9,367
職員人件費	9,345
一般管理費	1,040
財務費用	352
雑損	0
減価償却費	4,033
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	38,074
運営費交付金収益	11,163
うち復興特別会計	59
授業料収益	4,431
入学金収益	648
検定料収益	115
附属病院収益	16,869
受託研究等収益	1,626
補助金等収益	652
寄附金収益	621
財務収益	20
雑益	449
資産見返運営費交付金等戻入	520
資産見返補助金等戻入	702
資産見返寄附金戻入	258
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	35
目的積立金取崩益	0
総利益	35

※ 運営費交付金収益には、平成26年度復興特別会計により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料免除事業（59百万円）が含まれている。

3. 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	32, 960
投資活動による支出	8, 090
財務活動による支出	2, 343
翌年度への繰越金	1, 604
資金収入	
業務活動による収入	36, 571
運営費交付金による収入	11, 149
うち復興特別会計	59
授業料及び入学金検定料による収入	4, 988
附属病院収入	16, 869
受託研究等収入	1, 811
補助金等収入	794
寄附金収入	677
その他の収入	283
投資活動による収入	4, 422
施設費による収入	4, 422
その他の収入	0
財務活動による収入	1, 821
前年度よりの繰越金	2, 183

※ 資金収入には、平成26年度復興特別会計により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料免除事業（59百万円）が含まれている。